

# 東根市物価等高騰対策支援金のご案内

新型コロナウイルスの影響に加え、原材料価格や物価高騰の影響を受ける事業者の事業継続支援を目的として、下記の県が実施する補助金の交付を受けた事業者を対象に、支援金交付事業を実施します。

## ◆事業内容（いずれか一方のみ申請可能）

	売上・粗利減少事業者支援金	地域公共交通・運輸事業者支援金
対 象	市内事業者	左記のうち、一般貨物運送、貸切バス、タクシー、運転代行などに係る事業を行う事業者
対 象 者	①「山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金（第2弾）①」の交付決定を受けること ②新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施していること ③現在事業を実施しており、今後も事業を継続すること	①運転代行事業者以外の事業者は以下のいずれかの支援金の交付決定を受けること 「山形県運送事業者原油価格高騰支援給付金（第2弾）②」または「令和4年第2回山形県地域公共交通事業者原油価格高騰等支援金③」 ②、③について左記同様
支 給 額	・法人 10万円 ・個人事業主 5万円	・大型トラック(積載量2t以上) 3万円/台 ・小型トラック(積載量2t未満) 2万円/台 ・貸切バス 5万円/台 ・タクシー、代行 2万円/台
添付書類	・申請書(様式第1号)、誓約書(様式第2号) ・通帳の写し ・東根市内に事業所があることを証明する書類(企業パンフレット、ホームページ、チラシ、名刺等の所在地記載箇所が分かる部分の写し等) ・①の交付決定通知書の写し	・申請書(様式第1号)、誓約書(様式第2号) ・通帳の写し(バス、タクシー、運転代行事業者) ・東根市内に事業所があることを証明する書類 ・②または③の申請書類一式および交付決定通知書の写し (運転代行事業者が申請する場合は、車検証など対象車両を証明する書類)

◆申請方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、[市ホームページ内 WEB 専用申込フォーム](#)での申請、または、[申請書を郵送で提出](#)してください。申請様式は、商工観光課(市役所2階)に備えているほか、市ホームページからダウンロードもできます。

◆提出期限 令和5年1月31日(火)まで ※消印有効

**【注意】市の提出期限に間に合うよう、①～③の支援金の申請はお早めにご対応ください。**

**市の提出期限までに①～③の決定通知書が届かず、当支援金に申請ができない場合、必ず事前に市役所にご相談ください。**

◆郵送先・提出先・問い合わせ先 〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号 東根市役所商工観光課  
※封筒に、「東根市物価等高騰対策支援金申請書在中」とご記入ください。  
TEL 0237-42-1111(内線 3111) FAX 0237-43-1151

## ○山形県が実施する給付事業(上記①～③)の概要 ※詳しくは県ホームページをご覧ください

①「山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金(第2弾)」：別添県チラシ参照 **【申請期限】令和5年1月6日(金)**

②「山形運送事業者原油価格高騰支援給付金(第2弾)」

：県内に事業所をおく中小企業・小規模企業者であって、一般貨物自動車運送事業(霊きゅう限定を除く)または特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者(個人事業主を含む) **【支給額】トラック 6万円/台**

**【申請期限】令和4年12月2日(金)**

③「令和4年第2回山形県地域公共交通事業者原油価格高騰等支援金」

：道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の許可を受けて一般旅客自動車運送事業を行い、山形県内に本社または営業所がある事業者 **【支給額】貸切バス 10万円/台、タクシー5万円/台**

**【申請期限】令和4年11月30日(水)**